

## 渡嘉敷村農業委員会の農業委員候補者募集について

農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の皆様へのお願い

農業委員になってくれそうな人、いませんか？

こんな人探しています。

- ・20歳以上で男女は問いません。
- ・職業も問いません。弁護士、司法書士、行政書士等のほか、例えば、会社員、商工事業者、消費者団体関係者、教育関係者など、農業に従事していない広範な人が該当し得ます。
- ・農業に関する識見を持ち、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる人。
- ・渡嘉敷村内に住所が無くても、村内において農業経営を行っている人や村内の農業事情に詳しい人であれば、推薦してください。

ただし、このような人はごめんなさい。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・20歳未満の人
- ・役場職員
- ・税金滞納者

もしあなたの周りにそのような人がいなくても、  
あなた自身がそのような人であれば  
応募お願いします。

(農業委員と推進委員の両方へ同時に応募可能です)

## 渡嘉敷村農業委員会の農業委員候補者募集要領

### 1 目的

改正された農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づき、渡嘉敷村農業委員会の農業委員候補者の推薦を求めるとともに、募集を行います。（施行規則第4条第1項）

【農業委員会の主たる任務】※任意事務から必須事務に位置付けられました。農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要な任務であり、具体的には大きく分けて下記の3項目になります。（法第6条第2項）

- ・担い手への農地等の利用の集積・集約化
- ・遊休農地の発生防止・解消
- ・新規参入の促進

(1) 農業委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、村長が、議会の同意を得て、任命された者となります。（法第8条1項）

### 2 農業委員の概要

(1) 任期は、平成29年10月2日（月）から平成32年9月30日（水）まで。

(2) 募集人数は、4人。

- ・会長代理：1人（法的な管理や助言も行う立場となります）
- ・委員：3人（渡嘉敷地区及び渡嘉志久地区：2人、阿波連地区：1人）

※ 会長（1人）は、最初の農業委員会総会において、新たに任命された農業委員の中から選ぶこととなります。

(3) 報酬及び費用弁償の額は、下記の通りとします。

- ・会長：¥30,000-/月額
- ・会長代理：¥27,000-/月額
- ・委員：¥25,000-/月額（別途、能率給として、年度末（3/15日頃予定）に報酬加算があります）

(4) 所掌業務については、下記の通りとします。

- ・農業委員会総会への出席
- ・農地利用の最適化の推進に関する指針の作成、変更
- ・農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ・農地転用許可にあたって、具申すべき意見の決定

- ・農地利用の最適化の推進に関する施策について、提出する意見の決定
- ・農地の権利移動の許可、農地利用集積計画の決定
- ・農地利用最適化推進委員への助言・指導・協力

(5) 推薦を受ける者又は応募しようとする者について、農業者、農業者が組織する団体その他の関係者であって、下記①のいずれかに該当し、同時に下記②のいずれにも該当しない者とします。

① 下記のいずれかに該当する者を募集します。(男女不問)

- ・年齢が満20歳以上
- ・各字(渡嘉敷、阿波連)の区長が推薦もしくは応募する者
- ・その他、村長が認める団体

② ただし、下記のいずれにも該当しないことが条件となります。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・年齢が満20未満の者
- ・本村の職員
- ・村に対する支払に滞納等がある者

(6) 推薦又は募集の期間は、平成29年5月22日(月)から平成29年6月22日(木)まで。

※ 必要に応じて、平成29年7月22日(土)まで延長する可能性もあります。

(7) 提出すべき書類・書類の提出方法・問合せ先については、下記「**3 推薦及び応募の手続き**」をご参照ください。

### 3 推薦及び応募の手続き

下記の該当する様式に必要事項を記入のうえ、渡嘉敷村長宛てに提出お願いします。

(1) **提出書類**：下記からダウンロードしていただくか、役場経済建設課振興係で入手してください。

農業委員候補者関係様式

- ア 個人が推薦を行う場合 【様式第1号 農業委員候補者推薦書(個人用)】
- イ 団体が推薦を行う場合 【様式第2号 農業委員候補者推薦書(団体用)】
- ウ 自ら応募する場合 【様式第3号 農業委員候補者応募書】

(2) **提出方法**：持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか

(3) **提出場所**：郵便番号 901-3592

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷183番地

渡嘉敷村役場 経済建設課 振興係

TEL 098-987-2323

FAX 098-987-3085

Eメールアドレス shinkou@vill.tokashiki.okinawa.jp

(4) 受付時間：土日・祝日を除く村役場開庁日の午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時まで。

郵送、ファックス、電子メールの場合は、期間内必着とし、受付の確認をしてください。

(5) 候補者情報の公表：候補者及び推薦者に関する情報（住所を除く）は、募集期間の間と終了後に渡嘉敷村掲示板と公式ホームページで公表します。

最終結果公表予定日：平成29年8月1日（火）

(6) その他：農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に、同時に推薦・応募することがあります。ただし、兼務はできません。